

平成29年第4回名寄市議会定例会会議録
開会 平成29年12月4日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|------|--|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | | |
| 日程第2 | 会期の決定 | | |
| 日程第3 | 平成29年第3回定例会付託議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定について（市民福祉常任委員長報告） | 日程第9 | 議案第11号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について |
| 日程第4 | 平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員長報告） | 日程第10 | 議案第12号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 行政報告 | 日程第11 | 議案第13号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定について | 日程第12 | 議案第14号 名寄市都市公園条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について
議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について
議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について
議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について | 日程第13 | 議案第15号 指定管理者の指定について（名寄市体育施設）
議案第16号 指定管理者の指定について（ふうれん地域交流センター）
議案第17号 指定管理者の指定について（なよろ健康の森）
議案第18号 指定管理者の指定について（道の駅なよろ）
議案第19号 指定管理者の指定について（名寄公園パークゴルフ場）
議案第20号 指定管理者の指定について（天塩川さざなみ公園）
議案第21号 指定管理者の指定について（名寄市ピヤシリシャンツェ、体育センターピヤシリ・フォレスト）
議案第22号 指定管理者の指定について（名寄市営牧野）
議案第23号 指定管理者の指定について（名寄市母子里地区共同牧場） |
| 日程第8 | 議案第7号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
議案第8号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第9号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について | | |

	議案第24号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)	日程第1	会議録署名議員指名
日程第14	議案第25号 財産の処分について	日程第2	会期の決定
日程第15	議案第26号 市道路線の廃止について	日程第3	平成29年第3回定例会付託議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定について(市民福祉常任委員長報告)
	議案第27号 市道路線の認定について	日程第4	平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について(公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員長報告)
日程第16	議案第28号 専決処分した事件の承認について	日程第5	行政報告
日程第17	議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算(第4号)	日程第6	議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定について
日程第18	議案第30号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	日程第7	議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について 議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
日程第19	議案第31号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)		議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について
日程第20	議案第32号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)		議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について
日程第21	議案第33号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)		議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について
日程第22	議案第34号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)	日程第8	議案第7号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第23	議案第35号 名寄市特別会計条例の一部改正について		議案第8号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第24	議案第36号 名寄市職員定数条例の一部改正について		議案第9号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
日程第25	報告第1号 専決処分した事件の報告について		議案第10号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第26	報告第2号 専決処分した事件の報告について	日程第9	議案第11号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費
日程第27	報告第3号 専決処分した事件の報告について		
日程第28	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて		

1. 本日の会議に付した事件

日程第10	負担に関する条例の一部改正について 議案第12号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について	日程第18	議案第30号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第11	議案第13号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について	日程第19	議案第31号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第12	議案第14号 名寄市都市公園条例の一部改正について	日程第20	議案第32号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算(第1号)
日程第13	議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市体育施設) 議案第16号 指定管理者の指定について(ふうれん地域交流センター) 議案第17号 指定管理者の指定について(なよろ健康の森) 議案第18号 指定管理者の指定について(道の駅なよろ) 議案第19号 指定管理者の指定について(名寄公園パークゴルフ場) 議案第20号 指定管理者の指定について(天塩川さざなみ公園) 議案第21号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ、体育センターピヤシリ・フォレスト) 議案第22号 指定管理者の指定について(名寄市営牧野) 議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場) 議案第24号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)	日程第21	議案第33号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第25号 財産の処分について	日程第22	議案第34号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第15	議案第26号 市道路線の廃止について 議案第27号 市道路線の認定について	日程第23	議案第35号 名寄市特別会計条例の一部改正について
日程第16	議案第28号 専決処分した事件の承認について	日程第24	議案第36号 名寄市職員定数条例の一部改正について
日程第17	議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算(第4号)	日程第25	報告第1号 専決処分した事件の報告について
		日程第26	報告第2号 専決処分した事件の報告について
		日程第27	報告第3号 専決処分した事件の報告について
		日程第28	諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
<hr/>			
1. 出席議員(18名)			
	議長	17番	黒 井 徹 議員
	副議長	14番	佐 藤 靖 議員
		1番	浜 田 康 子 議員
		2番	山 崎 真 由 美 議員
		3番	野 田 三 樹 也 議員
		4番	川 口 京 二 議員
		5番	川 村 幸 栄 議員
		6番	奥 村 英 俊 議員
		7番	高 野 美 枝 子 議員
		8番	佐 久 間 誠 議員
		9番	東 川 孝 義 議員

10番	塩田昌彦	議員
11番	山田典幸	議員
12番	大石健二	議員
13番	熊谷吉正	議員
15番	高橋伸典	議員
16番	佐々木寿	議員
18番	東千春	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局 長	久保敏
書記	倉澤富美子
書記	開発恵美
書記	長正路慶

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
副市長	久保和幸君
教育長	小野浩一君
総務部長	中村勝己君
参事監	松岡将君
市民部長	三島裕二君
健康福祉部長	田邊俊昭君
経済部長	白田進君
建設水道部長	天野信二君
教育部長	小川勇人君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	松島佳寿夫君
こども・高齢者支援室長	廣嶋淳一君
営業戦略室長	水間剛君
上下水道室長	粕谷茂君
会計室長	常本史之君
監査委員	上田盛一君

○議長（黒井 徹議員） ただいまより平成29年第4回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

8番 佐久間 誠 議員

11番 山田 典幸 議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日より12月20日までの17日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より12月20日までの17日間と決定をいたしました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第3 平成29年第3回定例会付託議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、熊谷吉正委員長。

○市民福祉常任委員長（熊谷吉正議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、御報告を申し上げたいと思います。

平成29年第3回定例会において市民福祉常任委員会に付託されました議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定についての審査経過と結果を報告をいたします。

委員会は、9月29日及び10月27日に田邊

健康福祉部長、真鍋保健センター所長ほか担当職員の出席を求め、開催をいたしました。

最初に、担当部から本条例案の趣旨、目的について、条例案は市民が最も身近で安心して相談し受診することができるかかりつけ医を市内に誘致するために、新たに診療所を開設する開業医に対し診療所を開設する費用の一部を助成することにより地域の医療体制のさらなる強化を図り、市民が住みなれたこの地域で安心して適切な医療を受け健やかに暮らすことのできる医療環境を構築するためと説明を受けました。

1回目の委員会での委員からの主な質疑では、取得助成金を新たに開設する診療所の土地、建物の取得価格の100分の50に相当する額にした理由は、本条例案の市内建設業者が施工する場合の加算と各種条例との均衡性について、人材確保対策助成金の扱いについて、士別市、稚内市との助成額の比較及び両市の実績と条例が制定された後はいつまで条例を運用するのか等について、既存の開業医の医療機器助成に対する対応はどうかという問いに対し、説明員からは名寄市内の中心部に土地200坪を求め70坪程度の建物を建て、医療機器等取得については内科の診療所であれば2,000万円程度かかると試算をした場合最低でも合計で1億円程度の開設費用がかかると推定している。当初先進地の士別市、稚内市の比較考量において100分の30も考えたが、保健医療福祉推進協議会に諮問し、協議していただく過程で開業医の誘致については喫緊の課題であるという提言に加え、市内においてはこの4年間で2つの開業医が閉院していること、今後の開設者の負担を考え、よりインパクトが強い100分の50という率で制度設計をした。市内建設業者が施工する場合の加算についての各種条例に対する均衡性については、経済部所管の企業誘致、中小企業振興条例等が該当すると思うが、庁内の中で今後統一感を持った方向性で協議を進めていく。人材確保対策助成金は、働いている方個人ではなく開設

者に対する助成金として制度設計を考えている。開業に当たって、スムーズに看護師等人材を確保するための助成。新たに雇用された者の数に応じて同一人につき1回を限度とし50万円を助成、診療所の開設から2年を経過する間で1年以上常時雇用される者を対象とする。士別市、稚内市との助成額の比較については、取得費助成金では土地、建物、医療機器等を一括取得する場合は名寄市は5,000万円を限度に取得価格の100分の50に相当する額と市内建設業者による工事施工の加算として350万円を限度に取得価格の100分の5に相当する額とした。士別市は、100分の30に相当する額ということで3つの財産を足すと3,500万円、市内業者工事施工の加算は300万円を限度とする。稚内市については、3つ合わせて3,000万円上限で助成金は100分の30に相当する額となっている。賃借料助成金では、名寄市は土地、建物、医療機器等を一括して賃借する場合は年額600万円を限度に5年間適用で3,000万円としたが、士別市については100分の30で合わせると年額560万円で5年間、稚内市は100分の50として月額40万円を3年間で1,440万円となるが、取得費、賃借料も個別の上限がなく、それぞれの助成金となるため活用のケースによっては有利となる。助成金の規定を最大限活用する場合は、名寄市は上限額5,000万円に市内業者による工事施工の加算で350万円、さらに人材確保対策助成金で1人50万円掛ける人数分、士別市については上限額4,500万円と市内業者の工事施工で300万円、稚内市については個別ケースの限度額規定がないため6,940万円が最大限の助成合計になる。比較した2市の条例効果、実績については、士別市は平成24年10月に1件、平成25年6月に1件、合計実績2件。稚内については、3件の実績がある。士別市の場合は、現在開業医誘致助成条例は休止している。平成26年度で条例改正し、平成27年度から平成29年度までの3年間休止

するとしている。名寄市についても喫緊の課題としてこの条例を施行するので、条件が満たされて開業医が一定程度充足されたときにどうするかという部分については、改めて今後の状況の変化で考えていかなければならない。既存の開業医への助成、人材確保策の議論もあったが、まずは喫緊の課題を優先することとした。既存開業医等への問題は、経済部所管の中小企業振興条例等で今後の課題として協議されていくものと考えるとの答弁がありました。

2回目の委員会では、冒頭で正副委員長から求めていた市内医療機関一覧、外来患者数動向、自治体別病院、診療所及び標榜診療科調べについて委員会議論の参考資料として確認し、説明を受けた後審議を継続した。

資料説明要旨については、1つ、名寄市内病院施設は4施設、有床診療所1施設、無床診療所5施設、開業医7医師の平均年齢は65歳。名寄開業医師会では世代交代が進まず、医師の高齢化を不安視している。標榜診療科目の内科は、無床診療所では2施設のみ。

2、名寄開業医師から市長要望の際には開業医閉院に伴う紹介患者は60人増となっている説明があった。

3、市立総合病院では、平成24年から28年の延べ患者数は4,457人増であり、うち内科系が4,555人増となっているとともに、名寄東病院、国保診療所についても内科については増加傾向になっている。

参考として、名寄東病院は679人増加のうち内科系が765人増加、国保診療所は内科前年比で実人員741人増加。

4、今後の人口推計では人口減少は続くが、高齢化進行に伴い高齢者医療等内科系の需要増加が推測される。

5、地域包括ケアシステムへの移行なども考慮すると開業医の需要増加が推測される。

6、保健センターでは、乳幼児期から高齢者ま

での定期予防接種、特定健診、がん検診における新規患者の精密検査業務の委託等をしており、開業医の確保は重要である。

7、無床診療所数、内科系の道内類似都市比較では名寄が最も少ないと説明があった。

委員からの主な質疑では、既存病院で不可抗力による閉院などがあった場合の影響について、条例案第3条、助成の対象者について、市立総合病院の勤務医からの開業の可能性やその場合の市立総合病院の勤務医への影響について、条例案第9条2項にかかわり交付申請書受理後の審査のあり方について、条例案第2条、定義、第6項、医療機器について対象にならないものなどの想定はあるか、条例案第10条、助成金の決定取り消し等で（2）の相当な理由について、近隣市町村からの外来患者が7から8割になると名寄の開業医がふえても同じ状況になるのではないかという問いに対し、説明員からは既存の病院が閉鎖されるとかなりの影響があると思う。今回の募集は勤務医だから該当しないという条例案ではないので、いろいろなパターンが考えられる。補助金の交付決定は市長の専決事項だが、申請が多い場合は諮問を行った推進協議会、保健福祉部会等の委員等医療の知見を有する方々に意見をいただける場を設定する。医療機器については、一般内科として想定される撮影装置、パックスモニター、電子カルテ等各種装置初め機、椅子等を想定している。第10条、助成金の決定の取り消し等の（2）の正当な理由とは、本人の責任によらない病気、けが、自然災害等の理由により業務の継続ができない場合が考えられる。市立総合病院の内科医負担軽減について、市外からの患者数もふえているが、増加患者の半分は市内の患者なので、改善傾向にはなる。市立総合病院は、地域のセンター病院として近隣から患者を受け入れることを前提としている病院であるため理解してほしいと答弁がありました。

このほか委員からは、開業医が少ない、市立総

合病院の内科医師不足等、緊急性が高い、士別市、稚内市の条例制定効果からも条例案は理解できるとの意見もありました。

上記の審査経過を経て、平成29年第3回定例会付託議案第24号 名寄市開業医誘致条例の制定についての採決の結果は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員会の審査経過と結果の御報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、平成29年第3回定例会付託議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第4 平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員会、奥村英俊委員長。

○公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関わる審査特別委員長（奥村英俊議員） おはようございます。議長より御指名をいただきましたので、平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員会における審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

委員会は、平成29年9月28日、10月6日、10月27日、11月10日、11月21日、11月28日の6回にわたり担当職員の出席を求め、本条例の内容について慎重に審査を行いました。

10月6日の第2回委員会で付託されました議案第25号の条例改正の考え方、使用料等に関する設定基準の基本方針について、対象施設は現在有料としている施設のうち市民文化センターを除く42施設であり、統一的な基準に基づく使用料等の見直しに伴う28の関係条例を制定するもので、条例制定の主な内容は、これまで使用料等の設定については統一的な基準がなく、同種同類の施設であっても使用料等の設定に差があったものや名寄地区と風連地区での扱いが異なっていたため、公平、公正な使用料等を設定する観点から統一的な基準を策定し、使用料等の見直しを行ったものです。算定の基本は、施設の維持管理経費から算出することを基本とし、面積、時間、単価をもとに貸し室ごとの面積と時間を乗じて算出し、貸し室団体使用料においては利用料等を500円、体育施設の個人使用料等は100円、高齢者（65歳以上）の個人使用料等は一般の半額、障がい者を有する者及びその介助者の個人使用料等は無料、冷暖房料を使用料等の5割相当、徴収する期間の統一を主な統一事項としたとの説明を受けました。

第3回の委員会では、42施設のうち用途区分の文化交流施設、集会施設についての具体的な改正内容の審査を行い、委員からはよろーなの利用料で商工会議所や消費者協会などは無料であるが、バス待合所の事務室の料金設定は、料金を発生させていることになった審議の経過は、冷暖房料を使用料の半額にしたのはなぜか、暖房料が日中と夜間で異なる理由は、また午前、午後、夜間の時間区分前の料金設定の考え方は、北国雪国ふるさと交流館のバーベキューハウスの利用料金が2倍になった算定の根拠と備考にある利用時間区分に22時以降翌日9時までの利用とあるが、夜間も利用可能なのかとの質問に対し、バス待合所の事

務室に関しては営業目的で入っているため、使用料をいただいているが、にぎわいづくりに貢献していただいているということで使用料も2分の1減免の措置をしている。議論経過については、入居協議の際に減免措置をとらせていただくということで確認している。次に、今回の暖房料改正に当たり、実際にかかっている経費を利用時間等で割って算出し、現行料金との比較が4割から6割となっているという現状と同じ目的、同じ面積で個別の暖房設備と集中暖房設備に差が出る不公平をなくし、公平感を持って統一した金額にするということで使用料等の5割相当額を基本とし設定した。各公共施設において、開館時間や午前、午後、夜間の時間数が異なることから、時間区分前に使用料等については算出方法を統一し、午前、午後の利用を促進する考えから時間区分による単価を午前、午後、夜間を0.8、0.8、1.0の割合で算出することとし、本来は午前、午後、夜間の料金は同じ設定だが、午前、午後の日中は利用促進を図るために使用料及び暖房料を値下げしている。バーベキューハウスの利用料金は、現在の使用料と実際に必要な準備、周辺整備などに係る労務費等に大きな差が生じていることから人件費を考慮して金額を設定した。夜間の利用は、原則開館時間内であるが、例外的に認めた場合であり、利用者に宿泊ができるなどの誤解を生じさせないようにするとの説明を受け審議を終えました。

第4回の委員会では、用途区分の体育施設と福祉施設について審査を行い、委員からは65歳以上の施設使用料でシーズン券購入にかかわる対象年齢が施設によって異なっている、公の施設使用料の統一を目的とした条例であることから対象年齢の表現方法を統一したほうがよいのでは、また子供への配慮への考え方について、プールの暖房の期間が11月から4月までとなっているが、それ以外でも暖房が必要な寒い場合がある、その場合の対応はの質問があり、行政側の65歳以上のシーズン券に対する基本的な考え方は健康の森

などのパークゴルフ場は当該年に65歳以上の方を対象としているので、施設によって対象年齢が購入時点で65歳になっている人となっていない人で差異がないようにシーズンで65歳になる方も対象とすることが望ましいと思うとの考えが示され、委員会としても購入時点で65歳になっていなくてもシーズンや利用期間中に65歳になる方も対象とすることで統一すべきと確認し、条例の表記の不十分な部分については、正副委員長が理事者側と確認し、協議することとしました。子供への配慮については、各体育施設等について一般、学生、高校生、中学生、小学生、幼児という形で区分している。各施設において、その施設の利用する子供たちがどの年代層に主に利用されているかも勘案し、高校生、中学生、小学生は一般の料金よりも低い金額で設定している。また、小学生以下については無料としている施設等子供が利用しやすい設定としている。プールの暖房は、利用者のニーズに対応する。そのほかの施設についても、弾力的な運用ができていないなどの施設があるのであれば対応したいとの説明と考え方が示され審議を終えました。

第5回の委員会では、用途区分の社会福祉施設とその他の施設について審査を行い、委員からあぐりん館、グリーンハウスのプロパンガスの使用等については利用料金に含まれているのか、あぐりん館の使用が営利目的の場合が10倍から10割増しに改正された考えについて説明を、利用料金の減免と暖房料金の免除の考え方について、天文台条例の別表第2、単位が1晩とあるが何時から何時までか、あらかじめ納入の表現はどの時点を考えているのかの質問があり、あぐりん館、グリーンハウスの今回の料金算定の積算の根拠となる維持管理費の中にプロパンガスの料金も含めて設定している。実質的にこれまで営利目的で利用した場合の使用料については、通常使用料のおおむね3倍程度としていた。今回は、他の施設との均衡を図り10割増しということで2倍とした。

ただし、光熱費の使用が著しく超過する場合は実費徴収とする。使用料または利用料金が2分の1減免の団体、利用者については暖房料については実費徴収金ということもあり、暖房料金の全額をいただく。使用料について全額免除という利用団体、障がいのある方等が使用料及び利用料金が免除の場合については、暖房料についても全額免除することとして統一している。天文台条例の1晩は、観測時間のことも考えて閉館後から1晩としている。(あらかじめ納入の表現については、申請時を含めて当日利用前に納入という考え方で、後納は基本的にできないという考え方で統一している)との説明と考え方が示され審議を終えました。

なお、65歳以上のシーズン券利用に対する条例の修正案については、次回提示することが了承されました。

第6回の委員会では、付託された内容の全体に関する質疑を行い、委員より少年団などの指導者の使用料の無料化を求める意見が出され、委員間で議論の結果行政側の考えを求めることとし、行政側から指導者も基本的に個人使用となり、受益者負担であるが、今後コーチ養成プログラムや講習会等で指導者に対する状況を調査し、指導者に対する各競技団体への支援はどのような方法がいいのか検討するとの考え方が示されました。

その後全委員から委員長に会議規則第99条の規定により、平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について修正案が提出され、全委員による修正案であるため質疑を省略し、平成29年第3回定例会付託議案第25号 公の施設の使用料及び利用料金等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、第4条の改正規定のうち、別表、備考2の「65歳」の次に「(シーズン券については、当該年に65歳になる者を含む。)」を加える。第5条の改正規定のうち、別表、備考2の

「65歳」の次に「(シーズン券については、当該年に65歳になる者を含む。)」を加える。第6条の改正規定のうち、別表第3、備考3の「65歳」の次に「(シーズン券については、当該年に65歳になる者を含む。)」を加える。第7条の改正規定のうち、別表、備考2の「65歳」の次に「(定期券については、有効期間内に65歳になる者を含む。)」を加える。第8条の改正規定のうち、別表、備考3の「65歳」の次に「(シーズン券については、当該年度に65歳になる者を含む。)」を加える。第9条の改正規定のうち、別表第3の1、体育館等の利用料金の表、備考2の「65歳」の次に「(定期券については、有効期間内に65歳になる者を含む。)」を、同表2、プールの利用料金の表、備考3の「65歳」の次に「(シーズン券については、当該年に65歳になる者を含む。)」を加える。第18条の改正規定のうち、別表、備考2の「65歳」の次に「(定期券については、有効期間内に65歳になる者を含む。)」を加える。第21条の改正規定のうち、別表、備考2の「65歳」の次に「(定期券については、有効期間内に65歳になる者を含む。)」を加える。第25条の改正規定のうち、別表第1、備考3の「65歳」の次に「(年間観覧料については、有効期間内に65歳になる者を含む。)」を加えると修正すべきものと決定し、修正議決をした部分を除く部分を原案のとおり全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員会の審査経過と結果の報告とさせていただきます。

○議長(黒井 徹議員) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

これより採決を行います。

本件に対する委員長報告は修正案のとおり可決

すべきで、修正部分を除く部分を原案のとおり可決すべきです。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年第3回定例会付託議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○議長(黒井 徹議員) 再開します。

日程第5 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) おはようございます。本日、平成29年第4回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、本年度の文化賞等、各種表彰について申し上げます。

11月3日の文化の日に、名寄市文化賞条例に基づき、野津眞喜子さんに文化賞を授与いたしました。

「科学部門」、「女性の地位向上」で受賞された野津さんは、昭和41年に「子供を守る会」に入会をされたことを契機に「名寄市女性団体連絡協議会」に加入され、その後、昭和54年から事務局長、平成11年からは会長、平成27年からは顧問として、永きにわたり女性団体活動のリーダーとして尽力されてこられました。

また、平成27年には、北海道知事をお招きし、道内各地から700人を超える会員の方々を、当時完成されたばかりの「市民文化センターENRAYホール」にお迎えし、「第66回北海道女性大会」を成功に導かれました。

さらには、平成27年まで代表を務められました「名寄市おもちゃライブラリー」の活動においては、少子化が進む現代において必要とされてい

る若い世代の応援に注力されてこられました。

これは野津さんが「女性自身の自助努力が重要である」という信念のもと、「人と人との繋がりを大切にする」、「みんなが仲良くできることを大事にする」をモットーに活動されてきた賜物であります。

このように、本市における女性団体活動の輪の中心になり、女性の地位向上に御貢献いただきました。

名寄市表彰条例に基づく各表彰については、自治、社会福祉、産業経済、住民運動実践の各分野で市勢の発展に寄与された33個人、8団体の皆様に功労表彰を、多額の寄附や市民の模範となる行為をいただいた6個人、27団体に善行表彰を、芸術、文化、スポーツなどの分野で輝かしい活躍をされた7個人に栄誉賞を、また2個人に特別栄誉賞をそれぞれお贈りいたしました。

特別栄誉賞は、今年2月にアメリカで開催されたノルディックスキージュニア世界選手権に出場し、男女混合団体で銅メダルを獲得された瀬川美美佳さんと、同じく今年2月に開催された第8回アジア冬季競技大会2017札幌大会バイアスロン競技において、パシュート個人で5位、スプリント個人で6位入賞を果たされた永井順二さんの2人に贈らせていただきました。

受賞された皆様には、今後とも本市の発展に御尽力を賜りますとともに、より一層の御活躍と御健勝を願っております。

次に、総合計画について申し上げます。

本年度からスタートした名寄市総合計画（第2次）の前期実施計画については、7月からローリング調整を進め、検証・見直しを行いました。

11月6日には、名寄市総合計画推進市民委員会及び名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を合同開催させていただき、御議論をいただきました。

今後とも、いただいた御意見などを踏まえながら、適切な事業の進捗管理を行い、PDCAサイ

クルを通じた、効率的かつ着実な計画の推進を図ってまいります。

次に、コミュニティ活動の推進について申し上げます。

市民との協働によるまちづくりを進めるため、名寄市町内会連合会との連携のもと、全9会場で開催された「まちづくり懇談会」に200人を超える市民の皆様の参加がありました。

本年度は、平成28年度決算状況及び総合戦略・総合計画の進捗状況について現状を報告し御意見をいただいたほか、市政全般に関して、市民の皆様と意見交換を行いました。いただきました貴重な御意見については、市政への反映に努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

毎年11月12日から25日に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」の取組として、街頭啓発、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する相談窓口の周知などを実施しました。

また現在は、第2次名寄市男女共同参画推進計画に基づき、男女共同参画推進事業者等表彰の候補者を募集しており、男女がともに働きやすく、子育てや介護をしやすい環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者などを表彰し、広く市民に周知をすることで、男女共同参画の普及、推進を図ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

山形県鶴岡市との交流については、名寄・藤島交流友の会が10月21日から22日まで鶴岡市小真木原公園で開催された「つるおか大産業まつり2017」に出展し、藤島・名寄交流友の会会員や藤島庁舎職員などの協力を得て、なよろ煮込みジンギスカンなどの特産品を販売し、さらに本市からは15人が、「つるおか大産業まつり2017」に合わせて、鶴岡市を訪れ、鶴岡市民などと交流を深めてきました。

東京都杉並区との交流については、11月4日

から5日まで杉並区立桃井原っぱ公園で開催された「すぎなみフェスタ2017」において、杉並区職員などの協力もいただきながら、なよろ煮込みジンギスカン約900食やいかめしなどの販売を行いました。

ふるさと会の交流については、東京なよろ会の総会が11月12日に東京都内において、会員をはじめ約60人の出席により開催され、スキーやゴルフツアーなどの事業計画が承認されました。

台湾との交流については、10月19日から3日間、台湾の高校関係者10人をお招きし、近隣との連携のもと、教育旅行先としての当地域の魅力をPRしました。

次に、移住の推進について申し上げます。

本年度のお試し移住住宅の利用状況については、風連・名寄両地区合わせて12件24人の利用があり、本市での生活を体験をいただいています。

また10月7日から9日にかけて名寄市移住促進協議会による移住モニターツアーが実施され、首都圏及び札幌市から参加した4人が、お試し移住住宅を利用しながら、本市の特色ある事業所訪問や移住者との意見交換などを通じ、地方での暮らしに対する認識や価値観を深めていただきました。

また、首都圏でのプロモーション活動については、11月11日、「北海道暮らしフェア2017」に出展し、ハローワーク名寄の職員とともに、北海道への移住希望者の個別相談に応じてきています。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。

地域おこし協力隊・農業支援員の高橋渉さんは、6月の委嘱以降、東風連地区を拠点として農業者宅や農業振興センターなどで農業研修に励み、農閑期の現在は地域活動に積極的に参画し、これからの冬期間には高齢者宅の屋根雪下ろしなどを予定しており、地域とのつながりを深めています。

また、農業支援員の募集に対し1人の応募があり、面接、選考などの準備を進めているところで

す。

次に、広域行政の推進について申し上げます。

天塩川周辺11市町村で構成する「テッシ・オ・ペツ賑わい創出協議会」においては、ワーキングチームを設置し北海道の命名者で天塩川流域を調査した松浦武四郎生誕200年及び北海道命名150年の記念事業を検討しており、今後検討結果を基に記念事業を決定してまいります。

次に、定住自立圏について申し上げます。

11月15日には定住自立圏構成市町村長会議を本市で開催し、岩手県知事・総務大臣を歴任し、現在は北海道顧問・杉並区地方創生担当顧問も務められている増田寛也氏をお招きし、地方創生と広域連携の重要性について御講演いただきました。

今後とも、新たな広域連携事業の研究などを進めるとともに、定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図ってまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

平成27年度から市民の主体的な健康づくりの促進を図るため、各種検診の受診や日々の生活習慣の改善などの健康メニューに取り組む人を応援する「なよろ健康マイレージ」は3年目となりました。

6月1日から事業を開始して10月末現在で358人の申込みをいただき、それぞれのメニューの達成に向かって取り組んでいただいています。

今後も様々な場面においてPRを行いながら、継続的な市民の健康づくりのきっかけとなるように事業を進めてまいります。

次に、なよろ健康まつりと地産地消について申し上げます。

「なよろ健康まつり」は、例年、9月の第4土曜日に「みんなで広げよう健康の輪」をテーマに市民の皆様健康意識を高めていただくことを主な目的に開催をしてきたところです。

本年度も「スタンプラリー形式」による体内健康測定、骨密度測定や乳がん自己検診法などの体験や地場農産物を使った試食コーナーに809人

の市民の皆様に参加をいただき、生活習慣の見直しや健康への啓発を図りました。

また、本年度は第30回の節目を迎え、より多くの市民の皆様の参加をいただくため、健康と食育の視点から、経済部が所管して開催する「2017地産地消フェア in なよろ」との合同開催により、11月11日に市民文化センターを会場に名寄市立大学や名寄保健所など各団体との協働のもとに開催しました。

「2017地産地消フェア in なよろ」は22団体の出展により、名寄産農産物及び加工品の販売や催しが行われ、多くの市民の皆様の御参加をいただきました。

次に、名寄市立総合病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ5万315人で前年比299人の減となり、外来患者数では延べ10万7,664人で前年比1,823人の減となっています。

収支状況では、医業収益は42億2,700万円で、前年比1億3,343万円の増となり、医業費用は43億6,607万円で、前年比5,207万円の減となりました。

この結果、上半期の医業収支は、1億3,907万円の損失で、これに医業外収支と特別収支を加えた全体の収支では、7,292万円の純損失となりました。

また、医療費の自己負担分について、長期にわたり滞っている事例もあることから、負担の公平性と病院経営の健全化を目的として、平成29年10月1日より未収金の一部の回収業務を法律事務所に委託することとしました。

今後も、医業収益の確保や経費の節減に努めることにより収支の改善を図り、経営の健全化に向け、より一層努めてまいります。

次に、名寄東病院の本年度上半期の経営状況について申し上げます。

患者取扱状況は、入院患者数が延べ1万6,59

1人で前年比1,752人の減となり、外来患者数では延べ2,116人で前年比544人の増となりました。

また、収支状況では、事業収益は3億8,433万円で前年比1,906万円の増、事業費用は3億1,549万円で前年比760万円の減となり、事業収支は6,884万円の純利益となりました。

次に、名寄市立総合病院の駐車場整備工事について申し上げます。

本年8月から旧院内保育所の跡地を第3駐車場として整備し、10月30日に工事が完了したところです。

この第3駐車場は54台の駐車が可能で、街灯を6基設置し、来院者専用駐車場として供用を開始しています。

これにより、第1駐車場から第3駐車場を含めて約350台分の駐車スペースを確保し、新館の着工以来取り組んできた一連の駐車場整備事業が完了しました。

次に、名寄市立総合病院開院80周年記念事業「市民公開講座」について申し上げます。

開院記念事業の一環として、北海道厚生局長の田中一成氏を講師にお招きし、11月22日にグランドホテル藤花におきまして、「地域包括ケアシステムが握る日本の未来」と題した講演をいただき、市内はもとより周辺自治体からも多くの関係者とともに、今後の医療、介護、行政などの進め方や連携について学びました。

次に、名寄市立総合病院の地方公営企業法全部適用について申し上げます。

全部適用への移行に向けて、本定例会に関連する新規条例制定議案を2議案、既存条例の改正議案を3議案提案させていただきました。審議における議会の意見を踏まえながら、今後の診療報酬改定など変化する地域医療環境に対応する体制を構築してまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

平成29年度「長寿を祝う会」については、市

内関係団体と実行委員会を組織し、9月16日に市民文化センターENRAYホールで開催しました。

長年にわたり本市の発展に御尽力いただいた、男性108歳と女性107歳の各最高齢者をはじめ、白寿、米寿を迎えられた方々225人と金婚を迎えられた69組の御夫婦をお招きし、お祝いを申し上げ、記念品を贈呈しました。

併せて「名寄市生きがい作品展」を9月13日から18日まで開催し、117点の力作の数々を市民の皆様に御覧いただきました。

また、町内会など79団体が開催した「敬老会」では、75歳以上の方々5,165人が温かい祝福を受けました。

10月28日には道北法律事務所の弁護士である笠原裕治氏を講師に迎え、「劇で楽しく学ぼう！！『終活』のいろは」と題して、権利擁護講演会を開催しました。100人を超える市民の皆様に参加をいただき、「終活」や「成年後見制度」について福祉寸劇と笠原氏の解説を通して、楽しく学ぶ機会となりました。

次に、消防事業について申し上げます。

10月末現在までの火災及び救急・救助出動状況については、火災件数が7件で前年比では同件数となり、1人の負傷者が発生しています。また、救急出動件数は、906件で前年比12件の増、救助出動件数は、29件で前年比3件の増となっています。

住宅防火対策の推進は、「秋の全道火災予防運動」期間中に、一般家庭と高齢者宅の防火訪問、防火対象物や危険物施設の立入検査の実施、防火ポスターの配布、大型店舗での火災予防広報など、防火対策の啓発や火災予防のPR活動を実施しました。

また、建築物の大規模化などに伴い、予防業務が専門化していることから、本年3人を含む20人の予防技術資格者を養成し、予防要員の育成に努めています。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

全国的な自然災害の発生から、各町内会による自主防災組織の設立が推進されております。

設立された各自主防災組織は、避難訓練及び図上訓練を防災研修として実施するなど、地域単位の活動が拡大しています。

また、平成29年11月21日から22日の2日間、東京都で開催された一般財団法人日本防火・防災協会が主催する平成29年度全国自主防災組織リーダー研修会に、北海道の推薦により本市の栄町区町内会自主防災組織が参加し、組織運営の実態や課題について意見交換する機会が得られるなど今後の活躍が期待されるところです。

今後も出前トークなどを中心に、より一層自主防災組織の設立が推進されるよう支援の取組を推進してまいります。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業の北斗団地については、昨年度着手した鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸が完成し、また新北斗団地については6月に着手したプレキャストコンクリート造平屋建て2棟8戸の全面的改善工事が10月に完成しています。

さらに、北斗団地の本年度着手分の鉄筋コンクリート造2階建て1棟10戸については9月に着手し、11月末現在の進捗率は約10パーセントとなっているほか、北斗・新北斗団地の平成30年度建設分の実施設計は8月に着手し、平成30年1月の完了を予定しています。

長寿命化型改善工事については、6月に着手したノースタウンなよろ団地1棟30戸が10月に完成しているほか、風舞団地の平成30年度改修分の実施設計は7月に着手し、平成30年1月の完了を予定しています。

次に、都市環境の整備について申し上げます。

都市公園の長寿命化修繕計画に基づく施設整備については、仲よし公園、西町公園、錦町公園、栄町公園、名寄南公園の遊具の更新工事を完成し

ています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、北8丁目西通老朽管更新工事ほか6路線、延長1,873メートルを11月に完成しています。

配水管網整備については、風連東4号南線配水管網整備工事ほか5路線、延長1,575メートルを11月に完成しています。

また、川西浄水場における機械及び電気設備更新工事は、6月に着手し、12月下旬の完成を予定しています。

次に、下水道事業について申し上げます。

名寄下水終末処理場における水処理及び汚泥処理機械設備更新工事は6月に着手し、来年3月上旬の完成を予定しています。

また、個別排水処理施設整備事業については、10基の合併浄化槽の設置に着手し、このうち8基が11月までに完成し、現在は名寄地区で2基の整備を進めており、1月中旬の完成を予定しています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めていた西4条仲通、北1丁目通、南3丁目通、南11丁目右仲通、風連東8号北線については工事が完成しています。

また、南11丁目右仲通その2工事については1月の完成を予定しています。

市道の維持補修にかかる防塵処理工事については、191路線、約32.9キロメートルを完了しています。

次に、市道の除排雪について申し上げます。

本年度の除排雪対策については、除雪を延長438キロメートル、排雪を延長150キロメートル実施する計画としています。

発注時期を昨年度より約2週間早めた10月17日に除雪事業の契約を締結し、効率的で効果的な除排雪体制の確立に努めるほか、安全な道路空

間の創出のため、幹線道路においては複数回の排雪と積み上げ除雪を実施し、交差点の見通し確保のための排雪を実施してまいります。

また、除雪グレーダー1台の更新に加え、北海道からの払い下げ機械として小型ロータリー車及び凍結防止剤散布車の2台の納車を行っており、効率性や作業性、機動力があがるものと期待しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

JR北海道が単独では維持困難な10路線13線区を公表して11月で1年が過ぎました。

宗谷本線活性化推進協議会において、10月16日にJR北海道の協力により各自治体、商工会議所などから御出席いただき、宗谷本線列車乗り込み販売事業説明会を本市において開催いたしました。宗谷本線における特急列車内の販売サービスは廃止されており、利便性の向上につながるよう、現在、実施希望期間や区間の取りまとめを行っており、今後、実施に向け調整してまいります。

11月15日には、JR北海道が年に1回行っている乗り込み調査に合わせて3回目のJR利用実態調査アンケートを実施しました。調査結果については、JRとも共有しながら利用促進策の検討や今後の協議に活かしていきたいと考えています。

引き続き、沿線自治体や関係団体とも連携を図りながら、路線維持・存続に向けて取り組んでまいります。

市内バス路線については、運行形態の見直しを検討している風連御料線において、一部区間のデマンド化に向けた実証運行を12月1日から来年1月31日までの期間で実施し、アンケート調査などから課題や地域ニーズを明らかにしてまいります。

また、そのほかの路線についても利用しやすく効率的な公共交通となるように検討してまいります。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し

上げます。

水稻については、10月15日現在農林水産省の作況指数は、全国で100、北海道で103、上川102となりました。本市の11月16日現在の出荷状況は概ね8割で、もち米22万1千900俵、うるち米9千300俵、合計23万1千200俵となり、一等米比率は約99パーセントで、品質は平年並み・収量はやや平年を上回る見込みとなっています。

畑作については、秋小麦は昨年秋の早期降雪の影響などから平年作を下回りましたが、春小麦については平年を上回りました。また、玉ねぎは平年より「良」、大豆・てんさい、スイートコーンは「やや良」、かぼちゃは「平年並み」、馬鈴しょは平年をやや下回る見込みとなっています。

次に、経営所得安定対策について申し上げます。

まず、水田関係では、対象農家339戸、対象水田2,481ヘクタールで、米の直接支払交付金は1億8,595万円となっています。転作関係では、対象農家571戸、対象面積3,051ヘクタールで、水田活用の直接支払交付金が5億8,011万円、産地交付金が7億5,119万円となっています。水田・転作関係を合わせて15億1,725万円が年内交付される予定です。

畑作関係では、畑作物戸別所得補償交付金のうち、既に営農継続払い3億7,668万円が交付されており、今後は、数量払いの交付を見込んでいきます。

次に、担い手対策について申し上げます。

就農5年未満の農業者を対象に、新規就農者等交流会を11月8日に開催しました。12人の新規就農者が参加し交流を深めるとともに、先輩農業者の実践報告から多くのことを学ぶ場となりました。

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

本年度のエゾシカ駆除については、4月1日から9月30日まで実施し、379頭を駆除しました。また、アライグマ駆除については、11月1

5日現在で47頭となっています。

次に、ヒグマの出没について申し上げます。

本年度は、9月30日までの捕獲許可期間を、延長して対応しており、11月6日時点で昨年度の46件に対し20件多い66件の出没報告件数となっています。

次に、畜産振興について申し上げます。

公共牧場については、名寄市営牧野では、5月26日から10月20日まで、母子里地区共同牧場では、6月5日から10月23日まで開設し、市内酪農家19戸から362頭を受入れ、適正な飼養管理による高い受胎率と個体の資質向上を図ってまいりました。

次に、農道整備について申し上げます。

本年より3カ年事業として取り組んでおります、中名寄9線沢道路については、調査設計委託業務を11月末で完了し、現在、用地買収補償契約などの手続を進めています。

次に、商工業の振興について申し上げます。

北海道が公表している7月から9月までの上川北部の地域別経済動向調査によると、本格稼働期に入り建設業は回復傾向にあるものの、消費者の購買力は低く厳しい状態が続いており、全体としては普通と判断されています。

市の融資関係では、10月末現在、経営資金、設備資金ともに融資件数は減少傾向で推移しており、経営資金については、融資件数で86件、融資額4億1,168万円となり、前年比10件の減、金額では5,415万円の減となっています。また、設備資金については、融資件数17件、融資額は1億963万円となり、前年比10件の減、金額では1億1,227万円の減となっています。

次に、名寄市住宅改修等推進事業について申し上げます。

第3回定例会において補正予算の可決をいただき予算額を4,000万円とした本事業について、10月末現在の申請件数は205件で、うち事業完了は144件、改修費用の合計は約2億640

万円となっています。本年度は4月から受付を開始したこともあり、昨年度との比較では3倍近くの申請件数であり、引き続き予算を見据え制度の周知を図ってまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における9月末現在の月間有効求人倍率は1.33倍で、21カ月連続で前年同月を上回っており、依然として高い水準を維持しています。

9月末現在の来春の新規高等学校卒業予定者の状況については、管内卒業予定者613人のうち、就職希望者が153人で前年比52人の減、道内有効求人倍率は2.24倍で前年同月比0.54パーセントの増、また管内における求人倍率は2.92倍となっています。

9月末の就職内定者数は38人で前年同月比15人、内定者では28.3パーセントの大幅な減少となっていますが、就職内定率は24.8パーセントで前年同月比1.1パーセントの微減となっています。

次に、観光の振興について申し上げます。

道の駅「もち米の里☆なよろ」については、9月末までの上半期における入込客数が31万5,828人で前年度比3万6,726人の減となり、ここ5年の間では最も少ない入込数となりました。これは大型観光バスの立ち寄り数の減少に起因するもので、観光ルートが国道40号線から日本海側のルートに移行しているケースが増加しているといった分析をしているところです。今後も指定管理者と連携し地場特産品などの販売とPRにより、多くの方に利用いただける魅力ある施設づくりに取り組んでまいります。

名寄ピヤシリスキー場については、早期にオープンができ、安全で快適に御利用いただけるよう計画的に整備を行なってきました。

このオフシーズンにおいてもゲレンデやリフトの整備を実施しましたが、オープンに向けた搬器の取付等の作業を行なったところ、第4ロマンス

リフトの主電動機、いわゆるモーターに急ぎよ不具合が見つかり、速やかに可能な対応を試みたものの、改修に数カ月を要することから、今シーズンの同リフト運行を見送ることとさせていただきます。スキー場を御利用の皆様には御不便をおかけしますことを御了承くださいますようお願いするとともに、今後、一層の安全安心な施設整備に努めてまいります。また一方で、オフシーズンに合わせて実施しました第2ゲレンデのスノーボード用キッカー整備により、全道規模のスノーボード大会が開催可能となり、今後の新たな活用に期待がもたれるところです。

次に、物産振興事業について申し上げます。

首都圏では、10月27日から28日まで、東京都杉並区役所前などにおいて、「北海道名寄市物産展」を開催し、生産者などが旬のじゃがいもやかぼちゃ、トマトジュースなどの販売とPR活動を行いました。

11月2日には札幌市内のホテルにおいて名寄市物産展を開催し名寄産の農作物や特産品の販売を行うとともに、7日間限定で名寄産の食材を使ったランチビュッフェを開催するなど、本市の特産品のPRを行なったところです。

今後とも、民間を主体とした地場産品の知名度の向上や魅力を発信する機会を提供してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、11月14日に名寄南小学校と名寄東中学校を会場として名寄市教育研究大会を開催しました。名寄南小学校では、学習ルールの設定や基礎学力の向上を図る取組などについての研究発表が行われました。また、算数科において、子どもたちの数学的な考え方を深めるため、子どもたちがペアやグループによる話し合いを行う算数科の授業が公開され、主体的・対話的で深い学びを実現する指導方法について活発な協議が行われました。

名寄東中学校では、生徒の思考力・判断力・表

現力を育むため、学習の見通しと振り返りの場を重視した国語、数学、道徳などの授業が公開され、授業改善のあり方についての理解を深めました。

豊かな心を育てる教育の推進については、10月5日に風連中央小学校において、上川管内教育研究会北部地区研究大会が開催され、問題解決的な学習を取り入れた道徳科の授業が公開され、児童が自分の考えを基に話し合う言語活動のあり方について、熱心な協議が行われました。

また、9月28日には、市民文化センターEN-RAYホールを会場に、児童生徒の豊かな情操を育むため、名寄市小中学校音楽発表会を開催いたしました。

健やかな体を育てる教育の推進については、11月10日に学校給食において、名寄産の食材を使用した「なよろ給食の日」を実施し、児童生徒が地場農産物について理解を深めました。今後も生産者や納入業者との連携を図りながら地産地消の推進に努め、子どもたちに喜ばれる給食を提供してまいります。

特別支援教育の推進については、9月4日に駅前交流プラザ「よろーな」において、市内小中学校の特別支援教育コーディネーターなどを対象に、校内におけるコーディネーターの役割について研修を深めました。

また、10月11日に市民文化センターにおいて、名寄市立大学の准教授を招き、「支援を必要としている子どもを組織で支える」をテーマに市内小中学校の管理職などを対象に研修会を行いました。本市はもとより、土別市、和寒町、下川町の教員や教育委員会職員など60人が子どもたち一人ひとりの困り感に応じた支援のあり方について学びました。

さらに、11月8日には、市民文化センターにおいて、名寄市特別支援連携協議会第2回専門委員会を行い、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支

援体制を整備するための引継ぎのあり方について話し合いました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、9月13日、千歳市において、名寄市学校教育情報化推進委員8人が視察研修を行いました。タブレット端末や実物投影機などの環境整備の状況、電子黒板などを活用した社会科の授業参観、校務支援システムの概要などについて研修を深めました。

また、10月4日に第4回名寄市学校教育情報化推進委員会において、学校教育情報化推進モデル事業対象学校の決定方法及び具体的な推進計画などについて協議しました。

信頼される学校づくりの推進については、10月18日に寿都町において、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育経営の充実に関する研究グループ10人の教員が、教職員としての資質向上を高めるため、文部科学省採択「外国語教育強化地域拠点事業」公開研究会に参加しました。寿都小・中学校では、学習到達目標を明確にした授業参観や小・中・高等学校が連携した先進的な取組について研究協議を行い、外国語教育の研修を深めました。

また、11月27日には、名寄小学校において、学校力向上に関する総合実践事業アドバイザーを招いて公開研究会、教育講演会を開催しました。当日は、市内外から約150人の教職員が参加し、日常の授業改善や学級経営のあり方などについて研修を深めました。

コミュニティ・スクール導入の取組については、名寄東小学校と風連中央小学校において、コミュニティ・スクール推進委員会を開催するとともに、地域住民や保護者対象の制度説明会を開催いたしました。風連中央小学校においては、10月25日に北海道教育庁上川教育局社会教育指導班主査を講師に迎え、コミュニティ・スクール推進委員・教職員・保護者・地域住民など32人の参加により、コミュニティ・スクール制度の理解を深め

ました。名寄東小学校においては、12月7日のPTA役員会において、制度について理解を深めるとともに、学校と地域が一体となった取組や学校支援のあり方などについて意見を交流しました。今後は、学校運営協議会を設置してまいります。

次に、安全安心な教育環境の整備について申し上げます。

風連下多寄小学校については、少子化による児童数の減少のため、平成31年3月末をもって閉校することで地域の合意が図られたところです。閉校後の児童は、風連中央小学校へ通学することから、交通手段など必要な対策を学校や地域と協議してまいります。

風連中央小学校の校舎等改築については、10月末時点で15%の進捗状況となっており予定の工期で完了するよう工事を進めています。

学校給食センターの配送車は、これまで道路センター車庫に保管していましたが、給食センター敷地内に車庫を新築し11月7日から保管しています。専用の車庫に保管することにより、車両の維持管理をより適切に行うことができるようになりました。

次に、名寄市立大学並びに名寄市立大学短期大学部について申し上げます。

コミュニティケア教育研究センターでは、地域貢献事業として「なよろ子ども支援プロジェクト」に取り組んでいます。

この事業は、子ども食堂「だだちゃ」、大学生による学習支援「もっちもち」、子どもの居場所づくり「すびか」を併せて開催することで、地域に子どもたちが集まれる場の提供と、学習支援や食事を通じて子どもたちの悩みや問題、地域における課題などを共有し、解決への方策を考え、より良い地域社会の形成に寄与することを目的としています。

本年度はこれまで2回開催し、1回目の8月8日は39人、2回目の10月22日は10人の小学生の参加がありました。また、開催にあたり、

名寄市教育委員会、名寄市社会福祉協議会、主任児童委員、学生ボランティアなど、毎回20人をを超える多くのスタッフに御協力を頂いているところです。

今後、12月と2月に開催を予定しており、次年度以降も開催を検討しています。

大学新棟の建設工事については、11月20日現在で85%の工事進捗率となっており、来年2月の完成に向けて引き続き工事を進めてまいります。

今年で11年目となる名寄高校との高大連携事業「大学授業体験」を10月12日に実施しました。名寄高校1年生106人が希望する各学科の模擬授業を受けたあと、本学学生と交流し、進路選択の一助としました。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

10月1日には、市民文化センターにおいて「生涯学習フェスティバル2017 in なよろ」を開催しました。体験ワークショップブースでは、なよろ伝統文化伝承教室による「お茶席」や、名寄市少年少女オーケストラによる「バイオリン体験コーナー」など13件が出展しました。また、各サークルによる「出会いの広場」では、踊りや器楽演奏など5団体が発表を行い、市民の皆様に発表の場と鑑賞の機会を提供することができました。

10月24日には、市民文化センターを会場に名寄ピヤシリ大学の第28回大学祭を開催しました。各学年やクラブによる芸能発表には約150人の来場があり、10月18日から同会場で実施した展示発表と合わせ、多くの市民が工夫を凝らした発表を楽しみました。

次に、市立図書館について申し上げます。

平成23年度に導入した図書館システムについては、システム環境の維持を目的に定期更新を行い、11月1日から新システムの稼働を開始しました。また、クラウド型図書館システムの導入に

より、保守サポートの体制の強化が図られました。

9月14日には、図書館において、市内小学校に配置されている学校司書の会議を開催し、活動状況や相互連携について情報交換を行いました。今後も学校司書の業務が円滑に行われるよう支援に努めてまいります。

また文化の日には、「特別開館」に併せて、「雑誌のリサイクル」や「フィルムコートサービス」などを行いました。本館では乳幼児から小学校低学年を対象とした「図書館まつり」を開催し、子どもから大人まで多くの方々に参加をいただきました。

11月17日には、智恵文小学校で、本と出会うきっかけとなる「ブックトーク」を行い、子どもたちの読書の世界を広げることができました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

9月15日から17日にかけては、「連星系・変光星・低温度星研究会2017」が開催され、国内だけでなく海外からの参加も含め約30人の最先端の研究者が集まり、天文観測に適した地域としてアピールをすることができました。

9月22日には、アメリカのNASAからの呼びかけで行われた「小惑星探索機オサイリス・レックス」の地球スイングバイ時の観測を行い、撮影に成功しました。当日、撮影に成功したのは日本では5箇所のみであり、この結果は日本公開天文台協会を通じてNASAへも報告がなされました。

10月には、本年度で7年目となる「小学生による小惑星発見プロジェクト」を行いました。今回は、未知の移動天体を検出し、発見の期待が高まりましたが、残念ながら天候の関係で追跡観測ができず、小惑星の発見には至りませんでした。

昨年度に引き続き、11月3日から5日間、移動式天文台車ポラリスⅡを交流自治体である東京都杉並区に派遣しました。小学校2校で理科授業を開催したほか、杉並フェスタ2017の開催会場である桃井原っぱ公園などにおいて観望会を行

い、延べ1,530人の区民の皆様に観望していただくことができました。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

10月9日、東京都において、名寄ピヤシリ水泳スポーツ少年団が、文部科学大臣から平成29年度生涯スポーツ優良団体に選ばれ表彰されました。少年団設立からこれまで43年間の活動が認められたことは、今後、市内の各少年団の活動の活性化につながると考えています。

8月10日から13日にかけては、「日本・サハ共和国青少年スポーツ・文化交流」事業を実施しました。サハ共和国青年サッカー学校からは14人の生徒が訪れ、市内及び近隣の中・高校生とサッカーによる親善試合などが行われ、国際交流の輪が広がりました。

9月15日から18日には、北海道が独立行政法人日本スポーツ振興センターから受託している「ウインタースポーツコンソーシアム」事業が本市を会場に開催されました。事業には、北海道・東北地区からバイアスロンやノルディックスキー競技で世界を目指している48人のジュニア選手が参加し、名寄自動車学校や駅前商店街の特設コースでローラースキー競技会を行いました。また、今回新たに特色ある取組として、浅江島公園特設コースでミニバイアスロン競技会を開催し、指導者をはじめ関係者からジュニア育成拠点として高い評価をいただきました。本事業の開催にあたり、御理解と御尽力をいただいた多くの市民、団体、企業の皆様に厚くお礼を申し上げます。

9月29日からは「名寄市ジュニア育成コーチ養成プログラム2017」を全8回シリーズで実施しています。国内外で活躍されている指導者を講師に招聘し、質の高い指導者養成プログラムを提供することにより、市内の指導者のレベルアップを図るとともに、ジュニア選手の競技力向上に繋げていきたいと考えています。

10月9日の体育の日には「スポーツフェスティバル」を開催し、市内体育施設の無料開放や体

力測定、ノルディックウォークを楽しむイベント「すこやかロードを歩こうinなよろ」などを実施し、生涯スポーツの振興を図りました。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

11月23日に、スポーツセンターにおいて、第11回名寄市子ども会スポーツ大会「フットサル競技」を開催しました。本年は、町内会の子ども会や小学校などから過去最高となる28チームの申込があり、188人の子どもたちがスポーツを通して交流を深めました。

本年度から2年間、上川地区地域子ども会育成連絡協議会の会長及び事務局を本市が担い、各種事業を進めています。

11月26日には、市民文化センターを会場に、上川管内市町村の児童が一堂に会し、同協議会主催の交流会を開催しました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

10月2日に、駅前交流プラザ「よろーな」を会場として、平成29年度名寄市青少年表彰式を行い、学校や地域活動などにおいて顕著な功績のある5個人、1団体を表彰しました。

また、小学生から高校生までを対象に、10月から名寄市青少年健全育成標語を募集し、11月29日に最優秀作品の表彰を行いました。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

10月に小中学校を訪問し、不登校や困り感のある児童生徒などについて情報交換を行うとともに、教育相談センターで行っている悩み事相談などに関するPRポスターの掲示を依頼し、児童生徒と保護者への周知を図っています。

今後も、学校及び関係機関と連携し、多様化している諸問題について早期対応に努めてまいります。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

11月1日から3日にかけて、市民文化センターを会場に、第60回市民文化祭を開催しました。展示発表では、30団体、16個人から短歌や俳

句、書道、写真、織物など1,298点が展示され、3日間で延べ約1,500の方に観覧いただきました。また、芸能発表では、名寄太鼓保存会の演奏を皮切りに、ピアノやバレエ、舞踊、詩吟、合唱など、23団体201人が出演され、約800人の市民が訪れました。

11月2日から3日にかけて、ふうれん地域交流センター全館を会場に風連文化祭を開催しました。会場には18団体、4個人から830点を越える力作が展示されました。また、演芸発表では、小学生から高齢者まで18団体から168人が演奏や踊り、歌などを披露し、会場いっぱい集まった延べ650人を越える市民が、顔見知りの方々へ大きな声援を送り、楽しいひと時を過ごしていただきました。

11月12日には、市民文化センターEN-RAYホールを会場に、名寄市民劇場実行委員会による名寄市民劇場2017「朔北の画家パリに死す」が開催されました。世界各国で高い評価を受ける本市出身の版画家木原康行氏と家族を中心とした物語を市民が熱演し、350人の観客に深い感動を与えました。

今後も引き続き、「文化芸術の拠点」「市民のコミュニティ醸成の場」として、文化芸術に触れる機会を提供するとともに、市民に親しまれるホールづくりに努めてまいります。

11月18日から19日にかけて、福島県南相馬市において南相馬市子ども文化芸術交流事業が開催されました。本事業は、スクラム支援会議構成自治体の小中学生が協働して芸術作品の制作活動を行う事業として初めて開催されました。本市からは、市内中学校美術部の生徒5人が参加し、南相馬市や東京都杉並区の児童生徒との交流を深めました。

次に、北国博物館について申し上げます。

9月6日に「宗谷本線未来100年講演会」を市民団体と共催し開催しました。写真家でPHOTO MIO JAPAN代表の工藤裕之さんを

講師に迎え、約60人の参加のもと、宗谷本線が持つ特性や可能性を拓ける様々なプランが提示され、市民はもとより沿線住民とともに鉄道の維持と発展性について考えるきっかけづくりとなりました。

10月7日から10月29日にかけては、企画展「松浦武四郎天塩川踏査160年記念展」を開催し、期間中668人が訪れ、松浦武四郎が遺した当時の天塩川筋の自然やアイヌの暮らしぶりについての詳細な記録について広く市民の皆様にご覧いただきました。併せて期間中の10月15日に開催した史跡探訪会「武四郎の足跡をたどる」には、16人の参加がありました。記録に残された日進地区や智東地区など9箇所をバスで巡り、歴史やアイヌ文化について学びを深めました。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます報告といたします。

○議長（黒井 徹議員） 以上で行政報告を終わります。

11時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時40分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

さきに行いました行政報告の内容に誤りがあり、訂正の申し出がありましたので、これを許します。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 行政報告の内容について一部訂正がありますので、おわびを申し上げ訂正をいたします。

27ページ5行目、などについて意見を交流しましたとありますけれども、意見交流が行われずに訂正をいたします。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 次に、日程第6 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定につい

てを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 名寄市総合計画審議会条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

第2次総合計画の前期計画期間が平成29年、平成30年度の2カ年、2年間となっているため、来年度は中期計画の策定に入ることとなります。これまでの策定、推進の体制を一体化し、名寄市の総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定と検証作業等を一貫して行うことで、PDCAサイクルに基づく進捗管理を確立し、効果的、効率的な行政運営につなげようとするものであり、本件は名寄市総合計画策定審議会条例及び名寄市総合計画推進市民委員会条例を廃止し、新たに本条例を制定しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

議案第1号は、総務文教常任委員会へ付託をいたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第7 議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について、議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について、以上5件について一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定について、議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の制定について、議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の制定について、議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の制定について、一括して提案の理由を申し上げます。名寄市病院事業につきましては、現在地方公営企業法の全部適用に向けた作業を行っており、病院事業の組織、職員及び運営について規定をする必要があるため、新たに各条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては担当部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 追加説明を岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長(岡村弘重君) 私から提案させていただきました各条例の詳細について追加説明させていただきます。

議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例の制定は、病院事業に対する地方公営企業法の全部適用に当たり、同法第7条の規定に基づき公営企業管理者を設置することから当該管理者の給料の上限額及び手当の種類について定めるものであります。なお、給料の上限額については本年11月22日に名寄市特別職報酬等審議会の答申をいただいたところであります。

議案第3号 名寄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定は、地方公営企業法の全部適用後病院事業に属する職員は、同法第36条及び第38条により地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づき、労働関係が規定される企業職員となるとともに、給与の種類及び基準に関して条例で定めることとされていることから、企業職員の給与の種類及び基準について規定を設

けるものであります。

議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の全部改正は、地方公営企業法の全部適用及び管理者の設置について、条例上の根拠を設けるとともに公営企業の組織運営に必要な事項について所要の改正を行うものであります。

議案第5号 名寄市病院事業診療報酬及び介護報酬徴収条例の全部改正は、診療報酬の決定及び徴収について管理者の設置に伴い、市長から管理者が実施することになるため、所要の改正を行うものであります。

議案第6号 名寄市立総合病院看護師等学資金貸与条例の全部改正については、管理者の設置に伴い、学資金の貸与決定等を管理者が行うこととなることから所要の改正を行うとともに、貸与に関する各種手続規定の整備を行うものであります。

なお、議案第2号 名寄市病院事業管理者の給与に関する条例第4条第3項第2号で規定する条例は、新たに設定する条例のため引用条例番号が空欄となっておりますが、議決いただいた後に条例番号を議会に通知させていただくことにしております。

以上、新規制定条例2件及び全部改正条例3件につきましてよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第2号外4件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

議案第2号外4件は、市民福祉常任委員会へ付託をいたします。

○議長(黒井 徹議員) 日程第8 議案第7号

名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第8号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第9号 名寄市教育委員会教育長の

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第10号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上4件について一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第7号 名寄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第8号 名寄市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第9号 名寄市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、議案第10号 名寄市職員の給与に関する条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、本年8月8日付人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定が実施をされることに伴い、名寄市職員の給与及び議員、特別職の期末手当の額について同様の措置を講ずるため関係条例を改正しようとするものであります。

なお、議員報酬及び特別職の給与額を改定する際には、名寄市特別職報酬等審議会の意見を聞くこととされておりますが、平成26年5月1日に同審議会から出された答申書により、期末手当の額の取り扱いについては、人事院勧告等により一般職員に改定があった場合には、その改定に準じることが適当であるとされており、今回の人事院勧告を受け、同審議会の委員に確認を行い、人事院勧告どおりに改定を行うべきとの意見を受けて、今回の改正を行おうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第7号外3件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略

し、直ちに採決することに御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号外3件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第7号外3件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第9 議案第11号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第11号 名寄市議会議員及び名寄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、公職選挙法及び公職選挙法施行令の改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上がるとともに、名寄市議会議員の選挙においても選挙運動用ビラの頒布が可能となることから、これらに関する条例の規定を整備をするため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第10 議案第12号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第12号 名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

当市から出る埋め立て処理対象廃棄物は、平成30年4月から供用開始となる名寄地区衛生施設事務組合が設置をした名寄地区広域最終処分場に埋め立て処分となります。これに伴い、市が処理をする一般廃棄物を規定する関係条文等を整備するために本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決され

ました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第11 議案第13号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第13号 名寄市一般廃棄物処理施設設置条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

名寄地区衛生施設事務組合が設置をする名寄地区広域最終処分場は、平成30年4月から供用開始となります。これに伴い、名寄市内淵一般廃棄物最終処分場の供用を廃止することにより本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第12 議案第14号 名寄市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第14号 名寄市都市公園条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、都市公園法の一部が改正され、平成30年4月1日に施行されることに伴い、都市公園の管理基準に関する規定が整備されることによる所要の改正を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第13 議案第15号 指定管理者の指定について(名寄市体育施設)、議案第16号 指定管理者の指定について(ふうれん地域交流センター)、議案第17号 指定管理者の指定について(なよろ健康の森)、議案第18号 指定管理者の指定について(道の駅なよろ)、議案第19号 指定管理者の指定について(名寄公園パークゴルフ場)、議案第20号 指定管理者の指定について(天塩川さざなみ公園)、議案第21号 指定管理者の指定について(名寄市ピヤシリシャンツェ、体育センターピヤシリ・フォレスト)、議案第22号 指定管理

者の指定について(名寄市営牧野)、議案第23号 指定管理者の指定について(名寄市母子里地区共同牧場)、議案第24号 指定管理者の指定について(名寄市立食肉センター)、以上10件について一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第15号から議案第24号までの指定管理者の指定について、一括して提案の理由を申し上げます。

議案第15号から議案第20号までの体育施設8施設を含む13施設につきましては、名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条による公募による施設であり、議案第21号から議案第24号までのピヤシリシャンツェ、体育センターピヤシリ・フォレストを含む5施設につきましては、同条例第5条第1項第1号による公募によらない施設であります。

本件は、名寄市公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会の報告を踏まえ、指定管理者の候補者の選定を行いましたので、指定管理者の指定をいたしたく地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第15号外9件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第15号外9件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。
よって、議案第15号外9件は原案のとおり可決をされました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長(黒井 徹議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第25号 財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第25号 財産の処分について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市有地、名寄市西2条北1丁目1番1、5,201.40平方メートルを名寄警察署改築工事用地として北海道警察本部と売買協議を行い、固定資産税評価額をもとに算定をした額5,920万6,792円で売り払いしようとするもので、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第15 議案第26号 市道路線の廃止について、議案第27号 市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第26号 市道路線の廃止について及び議案第27号 市道路線の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、議案第26号 市道路線の廃止について申し上げます。整理番号9239、路線名、風連真狩原野線及び整理番号9240、路線名、風連東真狩線は、旭川開発建設部が施行いたします北海道縦貫自動車道士別剣淵から名寄間改良工事に伴い、支障となる一部を移転することになることから廃止をしようとするものでございます。

次に、議案第27号 市道路線の認定について申し上げます。議案第26号により廃止をする整理番号9239、路線名、風連真狩原野線及び整理番号9240、路線名、風連東真狩線をつけかえ箇所を含めて改めて路線認定を行うものであります。また、つけかえ工事が完了するまでも既存の区間においては供用を行うことから、整理番号9311、路線名、風連真狩原野支線及び整理番号9312、路線名、風連東真狩支線として市道認定を行うものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、議案第26号外1件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第26号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第26号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第16 議案第28号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第28号 専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

本件は、10月22日執行の衆議院議員選挙執行経費に係る平成29年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ1,900万円を追加し、予算総額を222億5,294万9,000円にしたものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

よろしく御審議をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第28号は原案のとおり承認することに御

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第17 議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第29号 平成29年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費と事業の確定に伴う事業費の調整を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ2億8,326万3,000円を追加して、予算総額を225億3,621万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款民生費におきまして待機児童解消緊急対策事業費100万円の追加は、喫緊の課題である待機児童解消に向け潜在保育士の就職を促進するため名寄市保育士等就職支援給付金を交付しようとするものでございます。同じく3款民生費におきまして子ども・子育て支援運営事業費1,915万円の追加は、施設型給付費の公定価格に保育士の処遇改善等加算が追加されたことなどによるものであります。なお、10款教育費におきましても同様の理由により子ども・子育て支援運営事業費に462万2,000円を追加してございます。

6款農林業費におきまして地域づくり交付金事業費1億1,110万円の追加は、道北なよろ農業協同組合が実施をする穀類乾燥調製施設の増強工事及び市内農業法人が実施をするソバの不耕起栽培技術の導入に必要な機械、施設の整備に対して補助しようとするものでございます。なお、財源

として同額を道支出金に計上をしております。

10款教育費におきまして名寄産業高等学校酪農科学科受検者交通費等助成金100万円の追加は、名寄産業高校酪農科学科の入学定員の充足と地域の基幹産業である農業担い手を育成する酪農科学科を存続をするため道外からの受験者に対し交付費等の一部を助成しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。事業費の変更などに伴う特定財源の調整のほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をいたしました。

15款国庫支出金におきまして教育支援体制整備事業補助金121万9,000円の追加は、医療的ケアのための看護師配置経費などに対し補助金の内示があったことにより追加しようとするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正では、名寄庁舎環境衛生管理業務委託ほか27件を追加しようとするものでございます。

以上、補正の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) 追加説明を中村総務部長。

○総務部長(中村勝己君) それでは、一般会計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて追加説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明させていただきます。議案第29号の10ページ、11ページをお開きください。3款民生費、1項7目障害者福祉費の障害介護給付費5,861万2,000円の追加は、障害福祉サービスの利用が増加する見込みであることから予算を追加しようとするものであります。なお、財源として国、道からの支出金をそれぞれ計上しております。

12、13ページをお開きください。4款衛生費、1項3目保健活動推進費の特定不妊治療費助

成事業60万円の追加は、今年度から実施しております本事業において現状の実績を鑑み予算を追加し、対応していこうとするものであります。

6款農林業費、1項2目農業振興費の環境保全型農業直接支払交付事業2,053万6,000円の追加は、より環境保全に効果の高い営農活動に意欲のある農業者に対し支援しようとするもので、財源として1,540万1,000円を道支出金に計上しております。

14ページ、15ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費の名寄全市連合大売出し実行委員会補助金50万円の追加は、年末年始の消費拡大時期に実施する名寄全市連合冬の大売出し事業に対し補助し、市外への購買力の流出の抑制や市内での購買力を高め地域経済の底上げを図ろうとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。17款財産収入、2項1目、市有地売払収入5,920万6,000円の追加は、先ほど議決いただきました名寄市西2条北1丁目1番1、旧営林署跡地に対する売払収入であり、同額を今後の公共施設の整備等に対し活用すべく公共施設整備基金積立金として予算を計上させていただいております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第29号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第18 議案第30号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第30号 平成29年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして年度末の事業費の見込みによる調整を行うものであり、予算総額の変更はございません。

補正内容としては歳出につきまして、1款総務費内において広域化準備に係る旅費の不足分として5万5,000円の調整を行うほか、2款保険給付費内において高額療養費の支払いにかかわる不足分として749万9,000円の調整を行うものでございます。

歳入については、予算総額の変更はありません。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第19 議案第31号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第31号 平成29年度名寄市下水道事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、風連浄水管理センター等維持運転管理業務委託料の限度額を1,830万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第20 議案第32号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第32号 平成29年度名寄市個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加を行うものであり、個別排水処理施設保守点検清掃業務委託料の限度額を2,870万円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第32号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第21 議案第33号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第33号 平成29年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ772万3,000円を追加し、予算総額を3億8,434万3,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金におきまして前年度保

険料等負担金及び基盤安定負担金に係る納付金額の確定に伴い、総額772万3,000円を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款後期高齢者医療保険料では、年度末の見込みにより総額618万1,000円、2款繰入金では基盤安定負担金に係る納付金額の確定に伴い154万2,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第33号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第22 議案第34号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第34号 平成29年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、配水管網整備事業に係る企業債と工事請負費の追加に伴い補正しようとするものでございます。

まず、資本的収入について申し上げます。3款

資本的収入では、企業債の増により2,840万円を追加をし、総額を3億5,240万9,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的支出について申し上げます。4款資本的支出では、風連東11号線配水管網整備工事など配水管網整備工事として2,893万5,000円を追加し、総額6億4,871万6,000円にしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第34号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長（黒井 徹議員） 日程第23 議案第35号 名寄市特別会計条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第35号 名寄市特別会計条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、現在一般会計に属している大学予算について、4年制大学化に伴う施設整備や学生数の増加等により年々予算規模が大きくなっていることを踏まえ、収支の透明化を図り、よりわかりや

すい会計処理により市民への説明責任を果たすことを目的に新年度から特別会計化を行うため本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○5番（川村幸栄議員） 今回特別会計化の提案がされているのですけれども、この時期になったことについて経緯等を含めて詳しく御説明いただければというふうに思いますが。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） まず、特別会計化の議論につきましては、2年ぐらい前から市議会の中でも、予算、決算等の審議あるいは一般質問の中でも議員のほうからもそういう検討をしてはということをしてまいりました。

それを踏まえて学内で報告をしたり、説明をしたりしてきまして、具体的には昨年からことしにかけて将来構想を策定いたしまして、先般総務文教常任委員会の中でも構想の部分と前期実施計画の部分の説明させていただきました。この中で大学の収支といいますか、いわゆる今市長から提案理由ありましたように、わかりやすい収支をということで議論をして、将来構想の中でも特別会計化の検討というのは進めて、将来構想の中で議論するときにはそういう協議をしてまいりました。

この時期になったというのは、1つは来年度予算のことですので、12月の段階で議決をしていただくことで新年度の予算編成にスムーズに入っていけると、そういう部分が1つあるということと、学内での教授会等でも丁寧に説明をして先生方にも一定程度の御理解といいますか、そういう部分を踏まえて来年度からということで今回の提案になったわけでございます。

○議長（黒井 徹議員） 川村議員。

○5番（川村幸栄議員） 今図書館だとか新棟が

建っている中で、市民の皆さん方の大学への関心が非常に高まっているかなというふうに受けとめています。そうした中で確かに透明化、よりわかりやすくというだけの御説明では市民の皆さんには、どうしてこの時期だったのかなとか、早くにしてもよかったのかな、この後でもよかったのかな、いろんな憶測が出てくるものですから、やはりこの経緯についても丁寧な御説明をいただければということで今後もよろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○議長(黒井 徹議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第35号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第24 議案第36号 名寄市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 議案第36号 名寄市職員定数条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市立大学予算の特別会計化に伴う一般会計から市立大学特別会計への職員定数の移

行及び4年制大学化による教員、事務局員の増加に伴う定数の増員を行い、また病院事業、水道事業の職員定数の市長部局職員の号から企業会計職員の号への移行及び医療スタッフの充実のための病院事業の定数の増員を行い、加えて教育委員会に属する職員において号の細分化をなくし、職員数の減少などにより定数の変更を行うため、本条例の一部を改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第36号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長(黒井 徹議員) 日程第25 報告第1号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 報告第1号 専決処分をした事件の報告について申し上げます。

本件は、平成29年9月20日午前11時15分ごろ、名寄市立大学所管の公用車が名寄市西3条南7丁目の西條名寄店駐車場出口から市道に出る際、西4条仲通を南方向へ直進してきた相手方車両の後部に公用車が接触し破損したものでござ

います。過失割合が本市80%であり、相手方の車両の修理代として本市が9万6,543円を負担をすることで示談が成立し、和解したところでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第1号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第26 報告第2号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第2号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成29年8月5日午後6時ごろ、相手方所有の車両が市道風連24線を東に向かって走行中、対向車を回避をするため、左にハンドルを切ったところ、幅90センチメートル、深さ1.5センチメートル程度の陥没箇所を通過し、その際の衝撃で、左前輪タイヤが破損したものでございます。これに伴い車両損害額2万円のうち3割に相当する6,000円を本市が負担することで示談が成立したところであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第2号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第27 報告第3号 専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 報告第3号 専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は、平成29年5月30日午前1時ごろ、名寄市西11条北1丁目55番地32の市営住宅栄町55団地1号棟の別棟物置にて発生をいたしました放火事件による市有物件損壊の損害賠償額が119万8,000円に確定をし、当事者に対し損害賠償請求の訴訟を提起したものでございます。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 質疑なしと認めます。報告第3号を終結いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員法の規定により、本市には8名の人権擁護委員が法務大臣の委嘱を受け、活動を行

っておりますが、平成30年3月31日をもって奥山省子氏が任期満了となります。

本件は、退任となる奥山省子氏の後任として上西静枝氏を候補者として推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長(黒井 徹議員) ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

加藤市長。

○市長(加藤剛士君) ただいま議長からお許しをいただきました。議会の貴重な時間を拝借をいたしますことに感謝を申し上げます。

私が2014年4月に2期目の市政を預かる職責をいただき3年8カ月が経過をいたしました。この間先人に対する敬意と感謝を心とし、名寄市のすばらしい財産をさらに磨いてまいりました。

市立総合病院を初めとする地域医療、福祉のさらなる充実、EN-RAYホールの開設、市立大学の充実強化、冬季スポーツ拠点化など教育、文化のさらなる振興、子育て環境の充実、基幹産業を中心とする地域経済の活性化などさまざまな施策を実施をいたしました。これは、ひとえに市議会の御指導、市職員のたゆまぬ努力、そして何といたってもすばらしい市民力のたまものであり、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、2016年3月には風連町と名寄市が合併をして10年の大きな節目を迎え、その記念式典を開催をし、第2次総合計画を策定をするなど

名寄市にとって大きな節目の時期とも重なりました。着実に施策を前に進めることができた一方で課題も浮き彫りになりました。日本全体が本格的な人口減少社会を迎え、2015年末に名寄市版の地方創生の総合戦略を策定をしたものの、名寄市の人口は下げどまっております。特に北海道では、札幌一極集中、全国では東京の一極集中に拍車がかかり、人材がブラックホールのように都市部に吸い込まれる現象が加速をしています。現在のJR北海道の問題は、広い北海道の統治をどうするのか、地方創生をどうしていくのかという象徴的な課題であると思います。名寄市が北海道の中核都市としてさらなる役割を果たしていかなければならないと強く感じているところでございます。

こうした難局、課題に立ち向かうべく、私は来る2018年4月の任期満了に伴う名寄市長選挙に三たび立候補する意思を固めました。この名寄市をさらにみんなで明るく元気にしたい。大変な重責であり、至らぬ私でございますが、さらなる御指導をいただきたく存じます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(黒井 徹議員) お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月5日から12月17日までの13日間を休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(黒井 徹議員) 異議なしと認めます。

よって、明日12月5日から12月17日までの13日間を休会とすることに決定をいたしました。

○議長(黒井 徹議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時38分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 佐久間 誠

署名議員 山 田 典 幸